



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年1月31日金曜日 第2541号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課)	48
地籍調査の成果の認証.....	(農政課)	49
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課)	49
保安林の指定.....	(森林整備課)	49
保安林の指定の解除.....	(")	49
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課)	49
道路の区域変更(県道桜井山路線).....	(東予地方局今治土木事務所)	49
道路の区域変更(県道松山東部環状線).....	(中予地方局管理課)	50
道路の区域変更(県道河中平井停車場線).....	(")	50
道路の区域変更(県道興居島循環線).....	(")	50

公 告

土地(建付地)の売払い.....	(総務管理課)	50
愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	(会計課)	52

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会)	53
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(")	53
政治団体の解散の届出.....	(")	53

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第112号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年1月31日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
(仮称)ドラッグストアモリ西条朔日市店	西条市朔日市字兵衛田322番 外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	1箇所	平成26年1月8日	平成26年1月7日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第113号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	長浜の2	平成23年度から 平成24年度まで	大洲市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成26年 1月31日

○愛媛県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西条市高田及び国安地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・高田地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年 2月3日から 3月3日まで

3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

松山市宇和間乙110から乙113まで、乙115、乙116の1、乙117、乙118の1から乙118の3、乙158の1、乙159の3、乙159の4、乙160、乙163の1、乙164、乙166の1、乙166の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇和間乙118の1・乙118の3・乙159の3・乙159の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

西予市三瓶町周木字荒網代8番耕地418の5、字山ノ神8番耕地419の6

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）

2 作業期間 平成26年 1月31日から
3月14日まで

3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市桜井3丁目甲65番1地先から 同地番地先まで	旧	メートル 7.0	キロメートル 0.025	
		今治市桜井3丁目甲65番1から 同地番まで	新	9.1～9.9	0.025	

○愛媛県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市食場町乙95番2地先	旧	メートル 8.7～15.8	キロメートル 0.036	
			新	11.6～16.8	0.036	

○愛媛県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市河中町乙55番1地先	旧	メートル 6.1～12.2	キロメートル 0.046	
			新	9.2～24.5	0.046	

○愛媛県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市由良町乙282番7から 同町乙1382番2まで	旧	メートル 10.3～37.8	キロメートル 0.154	
			新	11.7～44.0	0.154	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物			予定価格
	地目	地積	種類	構造	床面積	
南宇和郡愛南町城辺甲2360番	宅地	244.68㎡	公舎・物置	木造瓦葺平家建	75.10㎡	4,900,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成26年1月31日（金）から2月27日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成26年2月27日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成26年2月13日（木）午後1時30分

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成26年3月13日（木）午後1時30分

(2) 入札及び開札の場所

南宇和郡愛南町御荘平城3048番地

愛媛県愛南庁舎2階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入

(2) 購入物品名及び数量

軽油（免税・J I S K 2204 2号）

約507,600リットル

この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、平成26年度の納入量を保証するものではない。

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(5) 納入場所

松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域

(6) 入札方法

ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約単価は、入札書に記載された金額を100で除し、1リットル当たりの単価とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成26年3月19日（水）午前9時から同月20日（木）午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成26年3月20日（木）午後1時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成26年3月20日（木）午後2時00分

愛媛県庁舎 総務部会議室（入札室） 本館2階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した

物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成26年 3月13日（木）午後 5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

運用基準 8(1)又は(2)の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil (tax exempted , JIS K2204 No . 2) approximately 507 600L

(2) Time limit of tender: 1:59 p . m . , 20 March 2014

(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年 1月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
税理士による村上誠一郎後援会	菅 浩一郎	村 越 卓 郎	松山市松前町一丁目 6 - 8	平成25年12月 2日	
岡田雄也後援会	戒 田 平 人	藤 田 恵	松山市桑原七丁目 1 - 36	平成25年12月18日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年 1月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
角田ともえと楽しく未来を語る会	主たる事務所の所在地	松山市来住町1164 - 1	松山市松末二丁目14 - 24	平成25年12月 5日	
政治結社学塾	会 計 責 任 者	水 野 伸 治	木 村 匡 宏	平成25年12月 9日	
岡田教人後援会	会 計 責 任 者	大 孝 尚 子	片 山 雄 紀	平成25年12月25日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年 1月31日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
平 岡 一 夫 後 援 会	平 岡 勝 則	平成25年 8月31日
赤 松 旭 後 援 会	西 本 政 夫	平成25年11月30日
肱 流 の 会	古 森 達 夫	平成25年11月30日

西 村 ゆ た か 後 援 会	富 永 國 昭	平成25年11月30日
頑張れ日本！全国行動委員会・愛媛 県本部	田 中 直 子	平成25年12月 5 日
政 治 結 社 学 塾	水 野 伸 治	平成25年12月 6 日
政 治 結 社 大 日 本 国 命 会	高 戸 国 広	平成25年12月21日